

三鷹商工会長 殿

令和 年 月 日

郵便番号	
住所(都道府県名から記載)※1	
名称※2	
代表者の役職※3	
代表者氏名	

※1 法人の場合は本店登記地を記入

※2 企業名・屋号等を記入

※3 法人のみ記入

令和7年度(物価高騰重点支援地方創生臨時交付金事業)
三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金交付申請書 成長投資支援枠用

三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額

_____ 円

{ *様式第3号に記載の補助金交付申請額(C)
*千円未満は切り捨て

2. 事業計画等

別紙のとおり

3. 誓約・同意事項(下記事項について同意することを確認の上、□欄にチェックしてください)

【申請資格・要件に関する事項】

- 本申請書及び添付書類の記載内容に偽りはありません。
- 申請日時点で市内に事業所を有し、継続して事業を営んでいます。
- 営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 本事業を営むに当たり、関連する法令の規定を遵守し、違反していません。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者に該当しません。
- 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者(暴力団、暴力団員、暴力団関係者)に該当しません。

【重複受給の禁止・適正執行に関する事項】

- 申請した事業について、国や三鷹市を含む他の地方公共団体等から、同一の対象経費について重複して補助金の交付を受けておらず、今後も受けません。
- 補助金交付の事務の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は現地調査等に応じます。
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を返還します。

【申請後の事業継続性に関する事項】

- 補助事業完了後、少なくとも1年以上継続して事業を営む意思があります

【財産の処分制限及び帳簿等の保存について】

- 本補助事業により導入した設備等については、正当な理由なく廃止、譲渡、処分等を行いません。
- 本補助金の交付決定に係る会計年度の終了後5年間、本補助事業に係る帳簿及び領収書等の証拠書類を保存し、三鷹商工会長の求めに応じて提出します。

4.【添付書類】(□欄にチェックしてください)

- ① 三鷹商工会中小企業等産業活性化補助金事業計画書
(様式第2号の2及び様式第2号の2別紙)
- ② 申請枠・対象経費チェックシート・経費明細表(様式第3号の2)
- ③ 補助対象経費の見積書等の写し(見積書の場合は、見積年月日、見積業者名、宛名及び金額等が記載されているもの。)
- ④ 補助対象経費の内容が分かる書類(機器カタログ、パンフレット等)
- ⑤-1 確定申告書(直近事業年分のもの)
- ⑤-2 【紙での申告の場合】納税証明書
- ⑤-3 【電子申告の場合】受信メール通知の写し(⑤-1に「受付日時」が印字されている場合は不要。)
- ⑤-4 【創業間もなく申告時期を迎えていない場合】履歴事項全部証明書(法人)
又は開業届(個人)
- ⑤-5 特定非営利活動法人、一般社団法人等の公益社団法人で、確定申告書又は納税証明書を提出できない事業所は、法人市民税減免決定通知書、事業報告書等提出書に代えることができます。
- ⑥ 三鷹市内に事業所があることが分かる書類(別表を参照ください。)

<別表>

●三鷹市内に事業所があることが分かる書類について

市内事業所の所在地※を確認するため、次のいずれかの書類を提出してください。

- A【個人・法人】事業所の住所が分かる資料(市内住所、事業所名等の記載があるもの。
営業許可証、パンフレット、ホームページの写し等)
履歴事項全部証明書は不可(本店登記地のみ記載されているため)
- B【法人】販売費・一般管理費内訳書(決算報告書内)〔「水道光熱費」又は「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること〕+その内訳が分かる書類
- C【法人】「地代家賃等の内訳書」(勘定科目内訳明細書 15 ページ目 三鷹市内の住所が記載されており、かつ「借地(借家)物件の用途」欄に、当該住所が事業を行う場所であることが分かる記載があること(店舗・事務所等)。
- D【個人：青色申告の場合】所得税青色申告決算書〔「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記載されていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」又は「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類〕
- E【個人：白色申告の場合】収支内訳書〔「事業所所在地欄」に三鷹市内の住所が記載されていること。記載がない場合は、同書類内の「経費」欄のうち、「水道光熱費」又は「地代家賃」に市内の事業所における経費が算入されていること+その内訳が分かる書類〕

※ 事業所所在地について

- ・本補助金は、市内に事業所を有して事業を行っていることが補助条件となります。
- ・事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であり、原則次の要件を備えているものをいいます。
 - 1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
 - 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。【例】店舗、工場、事務所、営業所など(社宅や社員駐車場、自社倉庫等は除外)
※フリーランス等で、店舗、事務所等を持たない事業者は、住民登録地が事業所となります。

●判断基準(○:補助対象、×:補助対象外)

- ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×
- ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×